

養護教諭免許状取得

(養D) 二種免許状と実務経験を基に、一種免許状を取得する。

[教育職員免許法施行規則第17条備考]

養護教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの若しくは大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの又は旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の当該一種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる養護に関する科目4単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等3単位を含めて10単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第6（上級免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち			
養護教諭 一種免許状	養護教諭 二種免許状	良好な成績の実務年数	3	4	5
		修得を要する単位数	20	15	10

<修得単位の内訳> 養護教諭一種

在職年数	養護に関する科目		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3	養護に関する科目 * 次のうち3以上の科目を含んで修得 ・ 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） ・ 学校保健 ・ 養護概説 ・ 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 ・ 栄養学（食品学を含む。）	8	・ 第3欄 ・ 第4欄 * 上記の2の欄にわたって修得	6	2	20
4	3年の項に同じ	7	3年の項に同じ	5	2	15
5	養護に関する科目 * 次のうち2以上の科目を含んで修得 ・ 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） ・ 学校保健 ・ 養護概説 ・ 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 ・ 栄養学（食品学を含む。）	5	・ 第3欄 ・ 第4欄 * 上記の1以上の欄から修得	3	2	10

備考① この表における単位の修得方法は、「養護に関する科目」の欄、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考② 養護に関する科目とは、教育職員免許法施行規則第9条の表に掲げる養護に関する科目をいう。

備考③ 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める第3欄及び第4欄とは、教育職員免許法施行規則第9条の表第3欄及び第4欄に掲げる科目をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

備考④ 大学が独自に設定する科目とは、教育職員免許法施行規則第9条の表掲げる大学が独自に設定する科目をいう。↓続く

〔教育職員免許法施行規則第九条備考六のロ〕

大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。↓続く

〔一種免許状の場合〕

養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目。

※「養護に関する科目」とは（教育職員免許法施行規則第9条）

衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） 学校保健 養護概説 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 栄養学（食品学を含む。） 解剖学・生理学 「微生物学、免疫学、薬理概論」 精神保健 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）

備考 「」内の科目は、その1以上にわたって修得する。

※「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは（教育職員免許法施行規則第9条）

第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義および編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含む。）
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	養護実習 教職実践演習